

第19号発議案 新潟県歯科保健推進条例について、賛成討論を行います。

現在、歯科保健に関して生涯を通した一貫した法律がありません。歯の健康増進が全身の健康を守り、結果的に医療費の減少に寄与できるといわれておりますが、依然として歯・口腔の疾患有病率は高く、地域により大きな健康格差が存在しております。

そこで、すべての県民の生涯を通した歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することにより、県民の歯・口腔の健康の向上を図ることを目的として「新潟県歯科保健推進条例」が提案されました。

反対する方は、本条例におおむね賛成ではあるが、「フッ素」があるから反対だと、言っておられるようであります。

しかしながら、本県は昭和45年から全国に先駆けてフッ化物洗口に取り組んだ結果、8年連続で12歳児の虫歯の数が日本一少ないという実績があります。

フッ化物洗口の実施市町村と未実施市町村では、完全に差が生じていることから、その効果が高いことが判明しており、フッ化物洗口が口腔の健康づくりを推進するための最も基本的な対策のひとつであると認識しております。

フッ化物の安全性・効果については、50年以上にもわたり、専門学会や各種の国際機関及び専門団体において幾度と無く再評価され、証明されており、内外の専門機関、専門団体が一致してフッ化物利用を推奨しております。

しかしながら、2日に行われた連合委員会での集中審議においては、フッ化物利用について、いかにも危険であり専門機関などでも賛否両論があるかのごとく、あるいは、フッ素洗口を強制しているかのごとくの先入観念に縛られた質問がなされました。

本県が全国に先駆けてフッ化物洗口に取り組んだ30年前とまったく同じような状況が再現されたことに、いまだにそのような認識しか持っていないのかと驚愕いたしました。

フッ化物利用については、その危険性に関してWHO（世界保健機関）、ADA（アメリカ歯科医師会）の勧告を無視しているとの指摘を行う人もおりますが、WHO（世界保健機関）、ADA（アメリカ歯科医師会）の勧告等は、水道水へのフッ化物添加をしている、いわゆるフロリデーション地域においては、水道水から摂取するフッ化物のほか、フッ化物洗口等により毎日摂取されたフッ化物の全体量に

よっては、歯のフッ素症のリスクに寄与するかもしれないとの危惧から発表したものであり、虫歯予防におけるフッ化物利用については、全面的に推奨しており、国や、本県の推進姿勢と一致しているものであります。

また、日本の専門学会は「諸外国と異なり、水道水フッ化物添加等の全身応用が普及していないわが国では、就学前からのフッ化物洗口がフッ化物の過剰摂取につながらないため、引き続き有効な手段として推奨されるべき」との見解を出しており、厚生労働省も文部科学省もフッ化物洗口を推進しております。

現在おこなわれているフッ化物洗口で摂取されるフッ化物の量は、毎日紅茶を1～2杯飲んだ時に取る量と同じであり、中毒が発生する心配は無く、たとえ誤って全量飲んだとしても健康被害が発生することは、全く無いものであります。

うがいが適切に行われる限り、体が弱い人や障害を持っている人が特にフッ化物の影響を受けやすいということは無く、また、アレルギーの原因になることもありません。

骨折、がん、神経系及び遺伝系の疾患との関連などは、水道水フッ化物添加のデータを基にした疫学調査によって否定されております。

さらに、わが国で認められているフッ化物利用を併用しても、フッ化物摂取量が過剰になる心配は無く、安全性に問題も無く、諸外国と比べてわが国の食品中からのフッ化物摂取量が特に多いという報告もありません。

以上のことを検証した結果、フッ化物洗口を行うことには危険性が無く、フッ化物洗口を利用した虫歯予防対策を進めていくことが適当であると判断したものであり、フッ化物洗口を条例に明示したのであります。

また、特にフッ化物洗口のみではなく、条例に掲げてあるような施策全般を総合的に推進することにより県民の健康を維持することを目指しているものであり、決してフッ化物洗口を強制しようとするものではありません。

以上のことから、本条例について賛成するものであり、満場の賛同を得られるものと確信いたしております。